

## 社労夢プラン別付帯事項(ハウスプラン)

株式会社 エムケイシステム (以下、「乙」という。) は、乙が提供し、お客様 (以下、「甲」という。) が利用するASPサービス「社労夢」(以下、「本サービス」という)について、社労夢共通利用規約に加え、ハウスプランの付帯事項を次の通り定める。なお、本規約の定めは「社労夢共通利用規約」に優先する。

### 第1条 (ハウスプランに適用される追加機能)

1. 甲は、「社労夢ハウス」の利用にあたり、甲の費用と責任において、甲と甲の顧問先(但し、甲が本利用規約を説明し、これを了承した顧問先に限る。)が乙の本サービスである「ネット de 顧問」を使用する権利を有する。

システム名	サブシステム名
ネット de 顧問	ネット de 受付 ネット de 明細 ネット de 賃金 ネット de 台帳 ネット de 規則 ネット de 就業 ネット de スケジュール

2. 乙は、甲及び甲の顧問先に本サービスのオプションとして、以下を提供する。

項目	サブシステム名
「オプション」	社労夢ポスト

3. 甲は「ネット de 顧問」を利用するに当たり、乙が交付する「ネット de 顧問」申込書・機器注文書に必要事項を記載し、署名・押印した上で原本又は原本の写しを乙に提出する。乙は「ネット de 顧問」申込書・機器注文書を受領してから7日以内に異議を申し立てない場合、「ネット de 顧問」申込書・機器注文書に記載どおりの契約が成立したものと見做す。
4. 甲は「オプション」を利用するに当たり、乙が交付した「オプション」申込書・機器注文書に必要事項を記載し、署名・押印した上で原本又は原本の写しを乙に提出する。乙は「オプション」申込書・機器注文書を受領してから7日以内に異議を申し立てない場合、「オプション」申込書・機器注文書に記載どおりの契約が成立したものと見做す。
5. 本条第3項及び第4項は、甲がハウスプランを契約済であることを前提とする。

## 第2条 (ハウスプランに適用される特典)

1. 甲が「社労夢ハウスプラン」を利用している場合、以下のような特典を利用することができる。
  - (1) 乙が提供する「社労夢ハウス」ホームページを利用することができる。
  - (2) 乙は甲に対し、「社労夢ハウス」の商標、ロゴ、サービスマーク（以下、「本件商標等」という。）の使用を承諾する

## 第3条 (ネットde顧問利用料金)

1. ネット de 賃金の月額利用料金は、ID数に応じて発生し、乙は当該月末に甲に請求し、甲は当該月の翌月末までに支払うものとする。
2. ネット de 就業の月額利用料金は、甲事務所全体（甲及び顧問先も含む）で月額利用人数1,000名まで無償とする。但し、1,000名を超過した場合、1,000名単位毎に月額2万円を甲は乙に支払うものとする。乙は甲に当該月末に請求し、甲は当該月の翌月末までに支払うものとする。
3. ネット de 明細の月額利用料金は、甲事務所全体（甲及び顧問先も含む）で月額利用人数1,000名まで無償とする。但し、1,000名を超過した場合、1,000名単位毎に月額2万円を甲は乙に支払うものとする。乙は甲に当該月末に請求し、甲は当該月の翌月末までに支払うものとする。
4. ネット de 受付、ネット de 台帳、ネット de 規則、ネット de スケジュールの利用料は無償とする。
5. 甲は、ネット de 顧問の利用に際し、支払いが発生する場合、次の何れかの方法で支払うものとする。
  - (1) 口座振替決済：乙が指定する期日に甲が指定する預金口座から自動引落としによる支払
  - (2) クレジットカード決済：乙が承認したクレジット会社の発行する甲保有のクレジットカードによる支払

## 第4条 (オプションの初期費・利用料金)

1. 甲は乙にオプションのサブシステム毎に初期費を支払うものとし、乙は設定の完了を示す書面を甲から入手した当該月末に請求書を発行し、甲は翌月末までに、乙指定の銀行口座へ振込の方法で支払うものとする。
2. 甲は乙にオプションのサブシステム毎に月額利用料金を支払うものとし、乙は月額利用料金の発生当該月の月末に請求書を発行し、甲は翌月末までに次の何れかの方法で、支払うものとする。
  - (1) 口座振替決済：乙が指定する期日に甲が指定する預金口座から自動引落としによる支払

- (2) クレジットカード決済：乙が承認したクレジット会社の発行する甲保有のクレジットカードによる支払